

じんけん

～出会い 気づき 発見～

編集・発行／川西市人権推進室
〒666-8501 川西市中央町12-1
☎ 072-740-1150
FAX 072-740-1151

平成28年度 「人権文化をすすめる県民運動」に伴う 人権川柳コンテスト 優秀賞 受賞作品の紹介

◆小学生高学年の部
多田小学校5年 嶋村俊亮さん

育てよう
みんなのやさしさ
つめた種



◆小学生低・中学生の部
緑台小学校3年 平木広登さん

だいじょうぶ
みんながいつも
おうえんだん



◆一般の部
萩原台西 (ペンネーム) ハルのママさん

おせっかい
おそれずやろう
手を貸そう



◆中学生の部
明峰中学校3年 小島結衣さん

生まれたら
重さは同じ
命だよ

第7回 人権フォト写真作品募集中 コンテスト in かわにし

締め切り
9月30日(金)

人権の視点で
身近な風景を
写してみませんか

〈共通テーマ〉「出会い」
〈応募資格〉市内在住、在勤、在学の人
〈賞〉最優秀賞 1点 副賞(商品券1万円分)
優秀賞 2点 副賞(商品券3千円分)
佳作 3点 副賞(図書券1千円分)
※高校生(18歳)以下はすべて図書券

主催／川西市 〈問合せ〉人権推進室 ☎740-1150
※募集方法などの詳細は、人権推進室HPなどをご覧ください。



本人通知制度をご存知ですか？

Q. 本人通知制度って？

A. 本人の代理人や第三者に、事前に本人通知制度に登録した方の住民票の写しや戸籍の謄本などを交付したとき、その交付の事実を通知する制度です。住民票の写しや戸籍の謄本などの証明書の不正取得の防止や不正請求の抑止を目的としています。

Q. 誰が登録できるの？

A. 川西市に住居登録や本籍のある人です。また、過去に本籍をおいていたり、住民登録(5年前まで)がされていた人も含まれます。

Q. どこで登録できるの？

A. 市役所市民課3番窓口です。各行政センターでも事前登録申出書等を預かりますが、市民課にて審査受理したのちに登録されます。

Q. 登録に必要なものは？

- A. ①窓口に来られる人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)
 - ②法定代理人の場合は、戸籍謄本などのその資格を証明する書類
 - ③任意代理人の場合は、委任状
- ※郵送での申し出も可能ですが、事前に市民課へお問い合わせください。

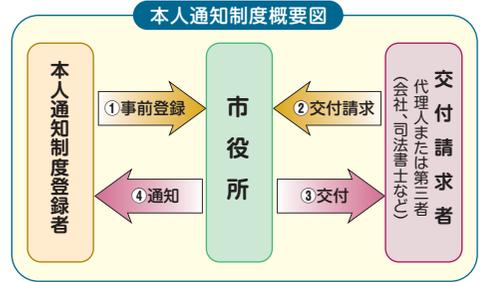
Q. どんな証明書が通知の対象になるの？

A. 住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の謄本および抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写しなどです。

Q. どんな内容が通知されるの？

A. 交付年月日、交付した証明書の種類、交付部数、交付請求者の区分(代理人または第三者)です。

◆問合せ先 市民課 ☎740-1165 この機会にぜひ登録を!



【全国一斉「高齢者・障がい者の人権あんしん電話相談」】

☎ 0570-003-110 (全国共通ナビダイヤル) 相談は無料 ★秘密厳守

●平成28年9月 5日～9日 / 8:30～19:00 相談者は人権擁護委員・法務局職員が行います。
9月10日・11日 / 10:00～17:00 〈問合せ〉神戸地方方法務局人権擁護課 ☎078-392-1821

【川西市・特設人権相談】 ※できれば予約を ☎740-1150

●毎月第3金曜日の午後1時～4時 市役所2階人権推進室相談室で市内の人権擁護委員2名が相談をお受けします。

●お急ぎの時は、法務局の人権電話相談へ 0570-003-110 平日8:30～17:15

【子どもの人権相談】 ひとりで悩まないで!…困ったときは「子どもの人権オンブズパーソン」へ

フリーダイヤル 0120-197-505 おとなの人も相談できます

●相談日時：平日の午前10時～午後6時(これ以外の日時は、留守番電話、手紙、FAXで)
◎FAX 072-740-1233 ●手紙 / 〒666-8501 オンブズパーソンあて 市役所3階

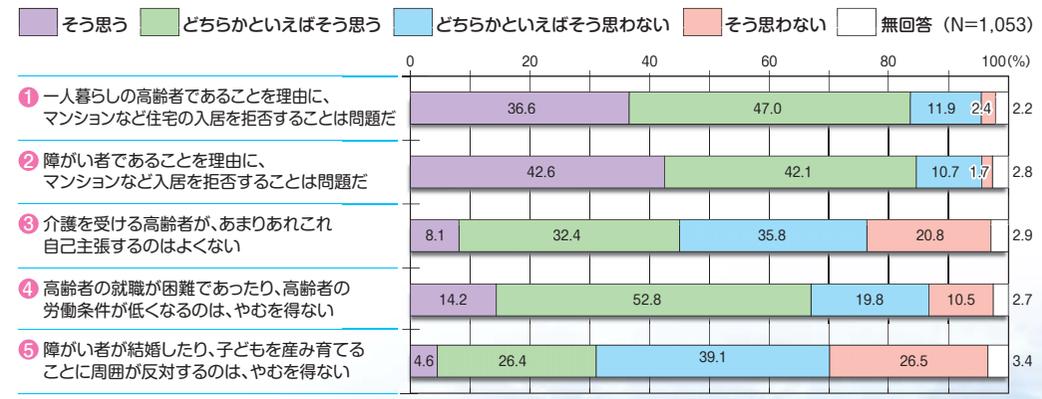
川西市人権行政推進プラン

～人権文化のまちづくりの推進をめざして～

〈一部抜粋〉

問 次のような高齢者や障がい者などに関する意見について、どう思いますか。

【人権問題に関する市民意識調査（H25年11月）】



①②「一人暮らしの高齢者や障がい者であることを理由に、マンションなど住宅の入居を拒否することは問題だ」について肯定する人は、8割を超えます。
 一方で、③「介護を受ける高齢者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない」や⑤「障がい者が結婚したり、子どもを産み育てることに周囲が反対するのは、やむを得ない」などについては、肯定する人が3割～4割あります。
 この中で、②の障がい者であることを理由に住宅の入居を拒否することは、3ページの「障害者差別解消法」の不当な差別的取扱いにあたります。

【川西市人権行政推進プラン】

4 具体的な人権課題

(4) 障がいのある人

- ◆現状と課題…略
- ◆今後の方向性

障がいのある人や障がいのある子どもたちが、安心して地域で生活できるよう、「川西市障がい者福祉計画」に沿って、「適切なサービスの提供による生活の基盤づくり」「障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり」「ともに支え合う地域づくり」を基本に、事業を推進していきます。

障がいのある子どもたちに対する教育・療育環境の整備と交流教育の推進を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が受けられるように、特別支援教育の充実を図ります。

市民の一人ひとり、障がいを一人ひとりの個性として受け止め、社会の一員として等しく、その人権や意思を尊重し、ともに暮らす社会を実現するため、子どもや地域、学校等の関係者などに、あらゆる機会をとらえ効果的な人権教育・人権啓発を行います。

さらに、今後も障がいのある人が、地域の人たちの理解のもと、一人の地域住民として、生きがいをもって暮らししていくための趣味活動、余暇活動、社会貢献活動、地域活動等への参画を促し、社会参加を通じた交流機会を増やしていきます。そのことで、障がいのある人が「権利の主体」として、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画できるような社会を構築します。

「障害者差別解消法」って、どんな法律？

平成28年4月1日から施行（正式名「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）



この法律は、26の条文と附則からできており、
 ①障がいを理由に差別的取扱いや権利侵害をしてはいけないこと。
 ②社会的障壁をとりぬくための合理的配慮をすること。
 ③国や地方公共団体は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないことなどを定めています。
 ※社会的障壁…障がいのある人にとって日常生活や社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などさまざまなものことです。

この法律の目的は？

障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつつていくことを目的としています。

この法律で対象となる障がい者とは？

障がいのある人すべての人。（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がい等） ※障害者手帳の有無は関係ありません。

この法律が禁止する差別とはどんなこと？

この法律では、2種類の差別を禁止しています。

①「不当な差別的取扱い」…例えば、何らかの「障がいがある」という理由だけで、サービスなどの提供を拒否したり、制限や条件をつけたりすること。



②「合理的配慮の不提供」…障がいのある人の平等な機会を確保するため、さまざまな社会的障壁をとりぬくための配慮（努力）を行わないこと。



※不当な差別的取扱いをすることは、役所も民間事業者も禁止です。
 合理的配慮については、役所は法定義務で、民間事業者は努力義務があります。詳しくは、内閣府のホームページなどをご参照ください。

■障がい者差別に関する相談窓口
 兵庫県障害者差別解消相談センター
 平日10時～16時（12時～13時及び年末年始を除く）
 TEL/078-362-3356 FAX/078-362-3560